



# 介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ③ ●  
要介護認定について

## ◆介護サービスの利用はまず申請から

介護が必要となり、介護保険のサービスの利用を希望するときは、まず役場が行う「要介護認定」を受ける必要があります。要介護認定とは、心身の状態の改善が見込まれるかどうかや、どれくらいの介護の時間が必要かを審査するもので、申請から認定まで1カ月程度かかります。

### ①申請

介護サービスの利用を希望する方は、役場の介護保険担当係へ介護保険証を添えて申請してください。家族やケアマネジャー、介護保険施設などによる代行もできます。

### ②認定調査・主治医の意見書

認定調査員が自宅などを訪問し、本人の心身の状況などについて聞き取り調査をします。また、役場から本人の主治医に心身の状況についての意見書を依頼します。

### ③審査・判定

訪問調査の結果によるコンピュータ判定(1次判定)と特記事項・主治医の意見書をもとに、医療・保健・福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分を判定(2次判定)します。

### ④認定・通知

審査判定結果にもとづいて、「非該当(自立)」「要支援1・2」「要介護1~5」までの区分に分けて認定し、その結果を通知します。介護保険証も同封して送付します。

要介護状態区分	心身の状態の例
非該当(自立)	日常生活や身の回りのことを自分で行うことが可能である。
要支援1	生活機能の一部がやや低下している状態であるが、維持・改善される可能性が高い。
要支援2	基本的な日常生活や身の回りの世話などに何らかの支援が必要な状態であるが、維持・改善される可能性が高い。
要介護1	基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部介護が必要であり、認知機能の低下や心身の状態が6ヶ月程度で変化する可能性がある。立ち上がりなどに支えが必要である。
要介護2	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの介護が必要である。立ち上がりや歩行に支えが必要である。
要介護3	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの介護が必要である。立ち上がりなどが自分でできない。歩行が自分でできないことがある。
要介護4	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介護が必要である。立ち上がりなどがほとんどできない。歩行が自分でできない。認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。
要介護5	日常生活や身の回りの世話全般にわたって全面的な介護が必要である。立ち上がりや歩行などがほとんどできない。認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。

介護保険料は大切な財源です。納付期限にお納めを ~安心で便利な口座振替を!~

【お問い合わせ】 大方総合支所 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)  
佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係 ☎55-3112(直通)